

会員の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また日頃より、エクスリム店舗をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度弊社会員証の廃止に伴い、会則の一部を改訂する運びとなりました。

改定箇所につきましては下記内容をご確認ください。

【会則】新旧対照表（平成30年4月1日改定）

現会則	新会則
<p>第10条(会員証ならびに変更手続き)</p> <p>(1)本スタジオは会員制とし、会員に対し、会員証を発行します。</p> <p>(2)会員が、本スタジオ諸施設を利用する時は、会員証を必ず担当のトレーナーに提示し所定の手続きをするものとします。尚、会員証をお忘れになりますと入館できません。</p> <p>(3)会員は会員証を第三者に貸与することはできません。</p> <p>(4)本スタジオの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。</p> <p>(5)会員は、会員証を紛失したときは、会社に対して速やかに紛失届を提出するものとします。この場合、会員は、会社が別途定める再発行手数料1,000円(税抜)ういお支払いいただくことにより、会員証の再発行を受けることができます。</p> <p>(6)会員は、会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を返還しなければなりません。</p> <p>(7)会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。</p> <p>(8)会社より、会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。</p>	<p>第10条(会員資格)</p> <p>(1)本スタジオの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。</p> <p>(2)会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。</p> <p>(3)会社より、会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。</p>